

変更届提出書類一覧（認知症対応型共同生活介護・介護予防型認知症対応型共同生活介護）

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称 事業所の電話番号 FAX番号	①事業所の名称変更 ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表4） ・運営規程	来 庁	事業所名が定款等で定められている場合は、別途、保管庁での定款等変更の手続が必要です。 別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。
	②事業所の電話番号及び、FAX番号変更 ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表4） ・運営規程	郵 送	
事業所の所在地 （移転）	移転前に必ず事前協議が必要となりますので、移転を計画される段階でお早めにご相談ください。 ※協議の結果、内容によっては移転を承認できない場合もあります。	来 庁	特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしておいてください。 スプリンクラーの設置等で補助金を受けて開設した事業所は高齢施設課と事前に手続きしておいてください。
事業所の建物構造、 専用区画等	変更前に必ず事前協議が必要となりますので、変更計画の段階でお早めにご相談ください。 ※協議の結果、内容によっては変更を承認できない場合もあります。 ・変更届出書（様式第4号） ・平面図（変更前・変更後） ※各部屋の用途、面積を明示 ・変更された部分の写真（カラー） ・設備・備品等一覧表（参考様式第9号） ※介護福祉施設等の建物の一画に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。	来 庁	特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしておいてください。
管理者の 氏名及び住所	・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表4） ・勤務状況一覧表（参考様式第1号）（変更日から4週間） ・経歴書（参考様式第2号）※1 ・実務経験証明書（参考様式第3号） ・誓約書（参考様式7号） 介護予防あり※2 ・誓約書（参考様式8号） 介護予防なし※2 ・組織体制図 ・研修修了証（未受講の場合は確約書）※3 ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表4）	郵 送	※1 経歴書の主な職歴等については、年月・法人名称及び事業所名・職務内容を必ず記載すること。 ※2 役員名簿等には、事業所を管理する者（管理者）についても記入が必要になります。 ※3 研修修了証について、必ず原本証明が必要となります。確約書提出の場合、法人及び確約した者の都合等で研修を受講できない場合については、人員欠如の対象となる。研修申込み状況は法人及び事業所で管理記録すること。研修修了後は、速やかに研修修了書を提出すること
協力医療機関等との 連携	・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・変更届出書（様式第4号） ・指定に係る記載事項（付表4） ・連携医療機関・施設との協定書等の写し（原本証明）	郵 送	

次ページへ続く

変更届提出書類一覧（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
<p>計画作成者担当 （介護支援専門員） （介護支援専門員以外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表4） ・ 経歴書（参考様式第2号）※1 ・ 実務経験証明書※2 ・ 勤務状況一覧表（参考様式第1号）（変更日から4週間） ・ 介護支援専門員一覧表（参考様式第5号） ・ 介護支援専門員証の写し（原本証明）※3 ・ 研修修了証（未受講の場合は確約書）※4 <p>※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表4） 	<p>郵 送</p>	<p>※1 経歴書の主な職歴等については、年月・法人名称及び事業所名・職務内容を必ず記載すること</p> <p>※2 介護支援専門員以外の方は、実務経験証明書が必要です。</p> <p>※3 介護支援専門員登録通知書は、資格を証するものとはなりません。</p> <p>※4 研修修了証について、必ず原本証明が必要となります。確約書提出の場合、法人及び確約した者の都合等で研修を受講できない場合については、人員欠如の対象となる。研修申込み状況は法人及び事業所で管理記録すること。研修終了後は、速やかに研修終了書を提出すること。</p>
<p>運営規程</p>	<p>①利用定員、日中のサービス提供時間※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表4） ・ 運営規程 ・ 勤務状況一覧表（参考様式第1号） （変更日から4週間、従業者全員分で作成） ・ 平面図（変更前・変更後） <p>※利用定員変更の場合は図面（各部屋の用途、面積を明示）の提出が必要です。</p>	<p>来 庁</p>	<p>※1 定員変更に伴い区画が変更になる場合は、上記の専用区画の変更の届も必要になります。利用定員はユニット内での変更に限ります。</p>
	<p>②従業者数の変更※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表4） ・ 勤務状況一覧表（参考様式第1号） （変更日から4週間、従業者全員分で作成） <p>③上記①②及び下記④⑤以外の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定にかかる記載事項（付表4） ・ 運営規程 <p>④その他の費用（食事代等）の変更※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表4） ・ 運営規程 <p>⑤区画整理等により住居表示が変更となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届受付表、定型封筒（返信に必要な額の切手貼付）</u> ・ 変更届出書（様式第4号） ・ 指定に係る記載事項（付表4） ・ 運営規程 ・ 住居表示変更の証明書等の写し（原本証明） 	<p>郵 送</p>	<p>※2 運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。 従業者数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。他の変更時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。</p> <p>※3 利用料の変更については、利用者及びその家族に対して、変更時期までに説明が完了していることが必要です。 （増額変更の時は、積算根拠が必要）</p>